

第 113 回 全国健康保険協会千葉支部評議会の概要報告

開催日	令和 2 年 7 月 14 日 火曜日 14:30 ~ 16:30
開催場所	日本生命千葉ビル 4 階会議室
出席者	飯田評議員、椎名評議員、鈴木(一)評議員、鈴木(勝)評議員、中野評議員、野口評議員、萩原評議員、宮本評議員 (五十音順)
議題	1. 令和元年度千葉支部事業報告について〈報告事項・審議事項〉 2. 令和元年度全国健康保険協会決算(見込み)等について〈審議事項〉 3. 令和 2 年度千葉支部行動計画及び広報計画について〈報告事項〉 4. その他
議事概要 (主な意見等)	

議事概要

1. 令和元年度千葉支部事業報告について〈報告事項・審議事項〉

■資料 1-1: 令和元年度千葉支部事業報告

■資料 1-2: 令和元年度千葉支部保険者機能強化予算執行状況

《主な意見・質問等》

◆コロナウイルスの第 2 波が来た場合、保険料の支払いが滞る可能性がある。その際、保険料の猶予や減免を行うのか。どのような対応をするのかお聞きしたい。《事業主代表》

⇒協会けんぽは健康保険の保険者ですが、事業所の適用や保険料の徴収は日本年金機構となります。現在、厚生労働省から健康保険・厚生年金保険の保険料は申請により納付猶予を受けられる旨の通知が発出されており、日本年金機構が加入事業所へ説明と申請の勧奨を行っております。

◆事業所が一番求めているのは保険料の減免である。免除や減免措置を考えているのか知りたい。《事業主代表》

⇒保険料は労使折半であり、実際に保険給付を受けるための原資となりますので、現時点では免除、減免という対応は示されておりません。

◆保険者機能強化予算の執行状況について執行率が低い項目がある。本部から予算が下りても、上手く消化する体制が取れていなかったのか。事業を見直す必要もあるが、このまま続けるのか。予算を残すのはあまり良くないのではないか。《学識経験者》

⇒予算については、着実に執行してまいります。この予算は医療費適正化や保健事業の推進において支部の独自性を発揮しやすくするためのものであり、計画段階では 3 分の 2 が新規事業となっています。実際の執行に於いては優先順位をつけて、業務を遂行せざるを得ない

状況であったため、実施を見送った事業もございました。その点を検証、反省して2年度は医療費適正化、保健事業の強化を進めてまいります。

◆保険者機能強化予算が執行できなかった事業は、支部としてマンパワーが足りないのか、何が駄目だったのか検証しないと来年度も同じ結果になってしまう。せっかく保険者機能強化という名目であるのだから、しっかりとやっていただきたい。《被保険者代表》

◆2年度は、昨年度の反省点を踏まえて予算を着実に執行していただきたい。

《学識経験者》

*「令和元年度千葉支部事業報告」、「令和元年度千葉支部保険者機能強化予算執行状況」について、評議員から了承いただく。

2. 令和元年度全国健康保険協会決算(見込み)等について〈審議事項〉

■資料 2-1: 協会けんぽ(医療分)の令和元年度決算(見込み)について

■資料 2-2: 令和元年度協会けんぽ千葉支部の収支について

■参考資料 1: 令和元年度全国健康保険協会決算関係資料

■参考資料 2: 令和元年度の各支部の運営状況等について

《主な意見・質問等》

◆全国的には収支差が黒字で結果的には好ましいことだが、今後の推移を見るとまだ楽観できない。保険料率は以前に示された試算のままというのが本部の方針かと思うが、今後も議論したい。《学識経験者》

*「令和元年度 全国健康保険協会決算(見込み)等」について評議員から了承いただく。

3. 令和2年度千葉支部行動計画及び広報計画について〈報告事項〉

■資料 3-1: 令和2年度千葉支部行動計画

■資料 3-2: 令和2年度千葉支部広報計画

■参考資料 3: 令和2年度全国健康保険協会千葉支部事業計画

《主な意見・質問等》

◆KPI だが、どれも目標数値が前年度の数値よりも高いが大丈夫か。目標数値の設定根拠がどう変わったのかが重要になると感じる。とりわけ元年度と大きく変わった部分はどこなのかももう少し強調してほしい。《被保険者代表》

⇒KPI の目標数値については、基本的に全国平均以下の支部については平均を目標に、全国平

均を超えている支部はさらに上の目標にし、協会けんぽ全体の事業を推進していく指標となります。

◆「健康保険委員を通じて各種広報等を積極的に実施する」とある。健康保険委員には事業所内でアンケートや広報周知等協会けんぽの事業に協力してもらっている。健康保険委員に研修会参加旅費や手当等のインセンティブをつけることはできないか。《学識経験者》

⇒健康保険委員には報酬を出すことはできませんが、有益な情報提供として広報誌の定期送付や研修会の実施を全て無料で行っております。また、表彰制度も設けています。

◆「被扶養者資格の再確認の徹底」について、毎年、被扶養者状況リストが事業所へ送られてくるが、内容が分かりづらい。社会保険加入時にマイナンバー登録を徹底しているのにも関わらず、アナログな書面での回答は必要あるのか。あまり費用をかけなくてもいいのではないか。《被保険者代表》

⇒被扶養者の認定や解除についての事務は被保険者が事業主経由でなされるものであり、マイナンバーでの被扶養者の把握や職権による手続きはできません。被扶養者状況リストは、事業所を通じて届書を提出してもらい扱いとなっております。本来、扶養解除となるべき方がこの確認業務により解除されることで、保険給付の適正化、前期高齢者納付金の算定に大きな財政効果があるため毎年お願いしております。

*「令和2年度 千葉支部行動計画及び広報計画」について、評議員から了承いただく。

4. その他

■資料 4：協会けんぽ出張窓口閉鎖について

《主な意見・質問等》

特になし

特記事項	なし。
------	-----

次回の開催は令和2年10月29日（木）の予定。